

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）民事法学専攻  
専門科目 民法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 小問(1)は、事例問題を通して、修士課程において民法を学ぶために必要な重要論点に関する基本的理解と応用的思考力を問うことを目的として、抵当権に基づく物上代位と目的債権の譲渡との優劣に関する重要判例の理解を問う設問である。
  
2. 小問(2)は、事例問題を通して、修士課程において民法を学ぶために必要な重要論点に関する基本的理解と応用的思考力を問うことを目的として、抵当権に基づく物上代位と目的債権の相殺との優劣に関する重要判例の理解を問う設問である。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）民事法学専攻  
専門科目 商法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 取締役会設置会社における業務執行機関である取締役会および代表取締役の権限分配については、基本的であり、かつ、初学者でもしっかりと理解しておかなければならぬ論点の一つである。会社法の中で明確に定められている条文もあるため、これらをきちんと踏まえた上で、整合性のある説明がされているかどうかが問われる。
2. 平成17年制定に会社法が制定されてから平成26年、令和元年と既に2回の改正が行われている。会社法は非常に頻繁に改正が行われる分野でありその研究をしようとする者であれば常にその動向に気を配り、またその改正以前の法制度との関連性も踏まえて改正の趣旨をしっかりと把握していることが必要である。公開会社において募集株式が発行される場合、平成26年改正前会社法の下ではどのような場合に既存株主の利益が害される可能性があったかを踏まえながら、会社法206条の2の新設理由を示し、この新しい規制の内容を簡潔に説明することにより、本制度の意義を明らかにしてほしい。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期） 民事法学専攻  
専門科目 民事訴訟法

<出題意図>

本設問は、民事訴訟法に関し、修士課程で求められる基礎的知識の一部を問うものである。任意訴訟の禁止の原則について正確に理解できているか、また、その例外について、複数のものを挙げ、具体的に説明し、必要に応じて、論理的で説得力のある論述を開拓することができるか等が評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）民事法学専攻  
専門科目 経済法

<出題意図>

設問について、以下のとおりである。

本設問は、民事法学専攻における経済法分野の修士課程で求められる基礎的な知識及び学術的論述力を問うものである。私的独占の「排除」概念は、公正取引委員会の排除型私的独占ガイドラインの公表からはじまり、最高裁判決を中心として展開している。また、デジタル経済の到来により、新たな「排除」概念について学説上議論されている。これらの議論状況を踏まえ、私的独占の「排除」概念について、多角的にかつ正確に理解しているかが評価の対象となる。そして、私的独占の「排除」概念について論理的かつ説得力ある議論を展開できるかどうかについても評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）民事法学専攻  
専門科目 国際私法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 本設問は、民事法学専攻における国際私法分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。契約準拠法の決定における基礎的知識としての抵触法的指定と実質法的指定を正確に理解し、かつ具体例に即して、両者の相違を説明できているかが評価の対象となる。
2. 本設問は、国際私法分野の修士課程において求められる学術的論述力を評価するものである。契約準拠法の分割指定という論点について、法の適用に関する通則法の規定の解釈として、従来の判例・学説を引用しながら、論理的かつ説得力のある議論を開拓できるかが問われている。契約準拠法の分割指定が問題となるのは具体的にどのような事案かについても説明することが求められている。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）民事法学専攻  
専門科目 知的財産法

<出題意図>

本問は、異なる法人に所属する複数当事者が共同発明をした事例について、特許を受ける権利の帰属を問うものである。職務発明の要件該当性と権利の帰属、共同発明における権利の帰属について、法を解釈適用して結論を導くために必要な論述を行うことが求められる。

以上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）公法学専攻  
専門科目 憲法

<出題意図>

本問は、公法学専攻の憲法において基本的な知識、理解、考察ができるかを問うものである。違憲判決の効力について、憲法の基本原理である権力分立や憲法保障の要である司法審査との関係を論じ、学説と判例の両方を踏まえて検討できているかが要点となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）公法学専攻  
専門科目 刑法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 占有移転罪における不法領得の意思の意義について、横領罪と混同することなく正確に理解しているかどうかを問う趣旨である。判例によれば、占有移転罪における不法領得の意思は権利者排除意思と利用処分意思から構成されることを指摘したうえで、それぞれの内容について適確に説明できることが要求される。
2. 権利者排除意思および利用処分意思が要求される理論的根拠を正確に把握しているかどうかを問う趣旨である。
3. 権利者排除意思または利用処分意思が否定されるのはどのような場合であるかを正確に理解しているかどうかを問う趣旨である。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）公法学専攻  
専門科目 国際法

<出題意図>

本設問は、国際法の主要な法源である慣習国際法を題材として、国際法分野の修士課程において求められる基礎的知識を問うものである。二要件説の内容とそれに対する批判を適切に理解しているかが評価の対象となる。また、解答に際しては、慣習国際法の成立要件に関する議論の展開において重要な役割を果たしてきた国際司法裁判所の関連する判例（例：北海大陸棚事件）の正確な理解が求められている。

以 上

2026年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）公法学専攻  
専門科目 行政法

<出題意図>

本問は、（1）行政手続法所定の処分基準は行政庁の裁量権を法的に拘束し得るかを、同法の趣旨や、いわゆる「行政の自己拘束論」等の観点から整理させるとともに、（2）当該処分基準と不利益処分との齟齬につき、処分の名あて人・行政庁双方の合理的な主張を対比させることを通じて、行政裁量の統制に関する総合的な理解を確認するものである。

以上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）公法学専攻  
専門科目 宇宙法政策

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 本設問は、宇宙法専修コースで求められる基礎的知識を問うものである。国際法上の宇宙物体の定義とそれに対する基礎的、現代的な課題を理解しているかが評価の対象となる。
2. 本設問は、宇宙法専修コースで求められる論述力を評価するものである。これまで宇宙活動の中心を担ってきた国家が、商業宇宙活動全盛の現代においてどのような役割の変化を求められているかについて、既存の法的位置づけを起点にしつつ、その問題点や今後のあり方などを論理的に論述する力が求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 社会学

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。どの設問においても、解答の際に社会学（メディア研究を含む）の理論や先行研究を適切に理解し参考することが求められる。

1. 本設問は、現代の社会変動を理解する際に重要な概念である「人新世」と、それに対する批判を含む概念である「資本新世」の異同を正確に把握したうえで、それらの視座が社会学的研究にもたらす意義や可能性を大局的に論じる構想力・思考力を問うものである。
2. 本設問は、現代の政治・社会におけるレイシズムやナショナリズムのあり方を理解する際の鍵概念である「排外主義」と「同化主義」についての適切な理解を問うものである。しばしば無関係ないし対照的なものとして捉えられがちな両者の理論的連関を先行研究に即して整理し、具体的事例に基づいて論じているかどうかが評価される。
3. 本設問は、現代日本におけるジェンダー・セクシュアリティのあり方を理解するうえで重要な「男性の生きづらさ」という社会現象についての理解を問うものである。この現象の社会的背景とそれがもたらす／もたらしうる社会的帰結を適切に分析しているかが評価される。
4. 本設問は、社会学・社会階層論の基本的論点のひとつである「貧困」についての適切な学説史・概念的理解と、それを活用して現代日本における社会問題を具体的に分析する応用力・思考力を問うものである。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 日本政治

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 本設問は、政治学専攻における日本政治分野の修士課程で求められる政治思想史的な基礎知識を問うものである。日本政治思想史上重要な意義をもつ私擬憲法について、抵抗権という思想的特徴を備えた事例の特徴や背景を正確に理解しているかが、評価の対象となる。
2. 本設問は、政治学専攻における日本政治分野の修士課程で求められる政治史的な基礎知識を問うものである。我が国最初の政党内閣という日本政治史上重要な意義を有する第一次大隈内閣について、これが短期間で瓦解した経緯を理解し、時系列に沿って正確に記述できるかが、評価の対象となる。
3. 本設問は、政治学専攻における日本政治分野の修士課程で求められる現代政治的な基礎知識を問うものである。現代日本政治における首相権力の代表的な運用方法について、説得的な議論を展開できるかが求められる。具体的には、1980 年代に中曾根康弘首相が目指した「大統領型首相」の特徴を理論的・実証的知見を踏まえて論じられるかが、評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 国際政治学

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 本設問は、政治学専攻における国際分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。レジームとグローバルガバナンスの違い、グローバルガバナンスの特徴など、グローバルガバナンスを理解する上で不可欠な概念や特徴について、幅広くかつ正確に理解しているかが評価の対象となる。
2. 本設問は、修士課程において求められる学術的論述力を評価するものである。国連安保理をめぐる基礎知識は言うまでもなく、その改革をめぐる昨今の動向を踏まえつつ、論理的かつ説得力のある議論を展開できるかが問われている。豊かな発想力をもとに、理論的枠組みと実証的知見を組み合わせながら、一貫性のある文章で思考を表現する力が求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 地域研究（アジア）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 中華人民共和国成立以降、その農村統治のあり方は大きく変化してきた。本問いは、農地の所有や農業に関する政策（土地改革、農業集団化・人民公社の建設、人民公社の解体・請負制の導入など）、戸籍政策、税政策、社会保障政策、自治政策など農村統治に関する諸政策の変遷を整理させることを通じて、中国現代史についての理解度を問うものである。
2. 第二次世界大戦後のアジア諸国には、華僑・華人や印僑などのいわゆるディアスポラが、政治的エリートとして、また経済活動の中心的担い手として、国家や地域の統治に多様な形で影響を与えてきた事例が見られる。本問いは、彼らがどのような政治勢力・利益団体として機能したのかを具体例に基づいて論じさせてことで、国家の統治と民族という観点から、特定の国の統治構造や政治過程についての理解度を問うものである。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（春期） 政治学専攻  
専門科目 地域研究（ラテンアメリカ）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、政治学専攻におけるラテンアメリカ政治分野の修士課程で求められる基礎的知識と分析力を問うものである。多くのラテンアメリカ諸国における民政移管後の軍・治安機構の位置づけや、文民統制の確立過程、安全保障セクター改革、移行期正義の取り組みなど、同地域の政治を理解するうえで不可欠な制度的・歴史的・政治的要因について、幅広くかつ正確に理解しているかが評価の対象となる。単なる事例の羅列にとどまらず、なぜ民政移管後も文民統制が不十分な国が存在するのかという因果関係を、複数の要因を関連づけながら自らの言葉で構造的に説明できているかが重視される。

2.

本設問は、ラテンアメリカにおける 21 世紀の民主主義の後退を、比較政治学および地域研究の観点から多面的に分析する能力を評価するものである。政党システムの変容やポピュリズムの台頭、大統領制と立法府・司法との関係、資源ブームと景気後退をめぐる政治経済的条件、ならびに選挙管理機関や憲法裁判所など民主主義を支える制度の自律性といった要因に着目し、具体的な国の事例を挙げながら、政治的・経済的・制度的要因の相互作用を論理的かつ説得力をもって論じる力が問われている。豊かな発想力をもとに、民主主義の質や後退をめぐる理論的枠組みと、選挙結果・政策変化・社会運動などの実証的知見を組み合わせながら、一貫性のある文章で自らの見解を表現する力が求められる。

以上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 地域研究（ヨーロッパ）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、ヨーロッパの国際関係についての理解を問う上で、欧州統合史の知識と理解について問うものである。欧州統合史については、第二次世界大戦後のヨーロッパ国際関係史、欧州各国の対外政策、そして冷戦などの国際環境などの多様な視座から論じることが可能である。欧州統合、ヨーロッパの国際関係、ヨーロッパ政治外交史など、自ら視座を設定し、正確かつ適切に論述ができれば評価の対象となる。

2.

本設問は、ヨーロッパ政治史研究や比較政治研究において近年重要な地位を占めているポピュリズムについて、政治学的にそれを適切に理解しているか否かを問うものである。それを論述する上では、欧州各国における政党政治や政治的リーダーシップを含めたポピュリズムの具体例や、ポピュリズム研究における主要な理論的先行研究をどの程度深く理解できているかが、評価の基準となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 地域研究（アメリカ合衆国）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、政治学専攻におけるアメリカ政治分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。政治体制レベルの変化と個別の政治制度がどのように連関するかを考えることで、現代アメリカ政治を構造的に理解できており、それを基に論理的に一貫した形で論述できるかが問われている。

2.

本設問は、政治学専攻におけるアメリカ政治分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。連邦議会を媒介に内政と外交がどう連関するかを考えることで、現代アメリカ政治を構造的に理解できており、それを基に論理的に一貫した形で論述できるかが問われている。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 公共政策

<出題意図>

本設問は、政治学専攻における公共政策専修コースの修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。政策形成過程を分析する上で不可欠な概念である「理念・アイディア」について、その概念や先行研究の理論を幅広くかつ正確に理解しているかが評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学  
法学研究科入学試験 修士課程（秋期）政治学専攻  
専門科目 ジャーナリズム

<出題意図>

近年の日本社会では、選挙期間中の報道のあり方をめぐる議論が活発化してきている。とりわけ、選挙期間中に報道機関が特定の候補者や政党に対する批判的報道を控える「報道の空白」期に、ソーシャルメディア上で偽情報や陰謀論が拡散し、投票行動に大きな影響を与え始めていることが問題視されるようになっている。こうした状況の中で選挙期間中の報道はいかにあるべきかという点に関心が集まっている。受験者がこうした問題状況を認識しているかどうか、また、この問題を論ずるための基本的な知識を有しているか否かを確認することが設問の狙いである。

回答にあたっては、公職選挙法における選挙報道に関する規定、新聞協会や BPO などの組織が示してきた見解などを踏まえつつ、特定の具体的な論点（例えば「政治的公平性」「実質的公平性」など）を抽出して適切な説明を加えた上で、報道が果たすべき役割を論じることができればよいと想定されていた。